

令和6年度

国または地方公共団体の機関の名称	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧にかかる住民の範囲
中野区都市基盤部建築課	建築基準法第9条に基づき、区内にある違反建築物に対して是正指導を行うため。	令和6年4月15日	上高田2丁目
防衛省 (自衛隊東京地方協力本部 高円寺募集案内所)	自衛隊法第29条第1項及び第35条に基づき、自衛官及び自衛官候補生、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に関する募集事務として、募集案内の郵送等を行うため。	令和6年4月16日 令和6年4月17日	全域
中野区都市基盤部建築課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項・建築基準法第8条及び第10条に基づき、老朽家屋(危険ブロック塀・樹木等含)に対する建築物等の保全・維持に関し是正指導を行うため。	令和6年6月13日	新井4丁目
中野区都市基盤部建築課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項・建築基準法第8条及び第10条に基づき、老朽家屋(危険ブロック塀・樹木等含)に対する建築物等の保全・維持に関し是正指導を行うため。	令和6年6月20日	本町4丁目
中野区都市基盤部建築課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項・建築基準法第8条及び第10条に基づき、老朽家屋(危険ブロック塀・樹木等含)に対する建築物等の保全・維持に関し是正指導を行うため。	令和6年6月21日	東中野3丁目
中野区都市基盤部建築課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項・建築基準法第8条及び第10条に基づき、老朽家屋(危険ブロック塀・樹木等含)に対する建築物等の保全・維持に関し是正指導を行うため。	令和6年7月2日	沼袋4丁目
中野区都市基盤部建築課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項・建築基準法第8条及び第10条に基づき、老朽家屋(危険ブロック塀・樹木等含)に対する建築物等の保全・維持に関し是正指導を行うため。	令和6年7月11日	東中野1丁目
東京都福祉局総務課	東京都統計調査条例に基づく都指定統計「福祉保健基礎調査」の対象者抽出のため。	令和6年8月7日 令和6年8月13日	江古田1丁目 若宮3丁目 中央5丁目 上高田2丁目
中野区都市基盤部建築課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項・建築基準法第8条及び第10条に基づき、老朽家屋(危険ブロック塀・樹木等含)に対する建築物等の保全・維持に関し是正指導を行うため。	令和6年9月10日	鷺宮1丁目
中野区都市基盤部建築課	建築基準法第9条に基づき、区内にある違反建築物に対して是正指導を行うため。	令和6年10月31日	弥生町6丁目
中野区都市基盤部建築課	認定長期優良住宅の維持保全状況に関する抽出調査の住所確認のため。	令和6年11月7日	南台4丁目 東中野2丁目 松が丘2丁目 中央4,5丁目 上高田3丁目 沼袋2,3丁目 野方1,4丁目 上鷺宮3,5丁目 鷺宮4丁目 白鷺2丁目 大和町2,3,4丁目 江原町1丁目
中野区都市基盤部建築課	認定長期優良住宅の維持保全状況に関する抽出調査の住所確認のため。	令和6年11月13日	上高田3丁目 沼袋2丁目
中野区都市基盤部建築課	建築基準法第9条に基づき、区内にある違反建築物に対して是正指導を行うため。	令和6年12月4日	野方5丁目
中野区都市基盤部建築課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項・建築基準法第8条及び第10条に基づき、老朽家屋(危険ブロック塀・樹木等含)に対する建築物等の保全・維持に関し是正指導を行うため。	令和7年1月6日	中野5丁目
中野区都市基盤部建築課	建築基準法第9条に基づき、区内にある違反建築物に対して是正指導を行うため。	令和7年1月6日	東中野3丁目
中野区都市基盤部建築課	建築基準法第9条に基づき、区内にある違反建築物に対して是正指導を行うため。	令和7年1月28日	東中野1丁目
中野区都市基盤部建築課	建築基準法第9条に基づき、区内にある違反建築物に対して是正指導を行うため。	令和7年1月30日	大和町1丁目

中野区都市基盤部建築課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項・建築基準法第8条及び第10条に基づき、老朽家屋(危険ブロック塀・樹木等含)に対する建築物等の保全・維持に関し是正指導を行うため。	令和7年2月10日	若宮1丁目
中野区都市基盤部建築課	建築基準法第9条に基づき、区内にある違反建築物に対して是正指導を行うため。	令和7年3月6日	東中野1丁目
中野区都市基盤部建築課	建築基準法第9条に基づき、区内にある違反建築物に対して是正指導を行うため。	令和7年3月21日	江原町1丁目 大和町2丁目
中野区都市基盤部建築課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項・建築基準法第8条及び第10条に基づき、老朽家屋(危険ブロック塀・樹木等含)に対する建築物等の保全・維持に関し是正指導を行うため。	令和7年3月24日	上鷺宮5丁目 沼袋3丁目
中野区都市基盤部建築課	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項・建築基準法第8条及び第10条に基づき、老朽家屋(危険ブロック塀・樹木等含)に対する建築物等の保全・維持に関し是正指導を行うため。	令和7年3月25日	鷺宮3丁目 白鷺1丁目